情報コーナー

化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性等検討委員会

化学物質に関係のある法律で平成15年9月1日から11月20日までに改正等のあったものの概要をご紹介いたします。これらは概要のためすべての内容は網羅しておりません。詳細は必ず官報、ホームページ等でご確認ください。

[1]変異原性が認められた化学物質の追加

基発第0911004号厚生労働省労働基準局長通達 (平成15年9月11日付)により、以下に示す17品目 の新規化学物質及び3品目の既存化学物質は、強 度の変異原性が認められるため、指針に基づく 措置を講ずるように周知されました。

[中央労働災害防止協会・安全衛生情報センターホームページ:

http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/100430]

1)変異原性が認められた新規化学物質

2(アセチルオキシイミノメチル)チオキサンテン-9-オン

2 .3.エポキシプロパ-1.オールとオルトケイ酸テトラメチル重縮合物の反応生成物 2.クロロイソニコチノニトリル

3-クロロ-1,2-エポキシプロパン・4,4'(プロパン-2,2-ジイル)ジフェノール重縮合物と{ポリ(オキシエチレン)ポリ[オキシ(2-ヒドロキシトリメチレン)]}の反応生成物2-クロロシクロヘキサ-1-エン-1 3-ジカルパルデヒド

クロロトリス(ジメチルアミノ)ホスホニ ウム=クロリド

6-クロロ-4-ヒドロキシ-1,1-ジオキソ-1 6-2H-チエノ[2,3-e] [1,2] チアジン-3-カルボ ン酸メチル

クロロメタンスルフェニル = クロリド 2(2-クロロメチルフェニル)酢酸メチル 5-クロロメチル-2-メトキシ安息香酸メチル N-(4-ジエチルアミノベンジリデン)アニ リン = N-オキシド [SP-4-2]-[(1R,2R)シクロヘキサン-1 2-ジアミン- 2N,N'] [オキザラト(2-) 20,O']白金()

[SP-4-2]-ジクロロ[(1R 2R)シクロヘキサン-1 2-ジアミン・2N,N']白金() ジクロロジ(シクロペンタ-2 A-ジエン-1-イル)チタン()と2-フリルメタノールの反応生成物

1.4-ジプロモブタ-2-エン

2(6-tert-ブチル-7 7-ジクロロ-7H-ピラゾロ[3 2-c][1 2 4]トリアゾール-3-イル)2-メチルプロパン-1-オール2-プロモ-1 1-ジフルオロエテン

2)変異原性が認められた既存化学物質

3,5-ジクロロアニリン N N-ジメチルアニリン ベンスアルデヒド

- [2] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)
 - 1. 指定化学物質の名称が、新たに12物質告示されました。

(平成15年9月29日、厚生労働省・経済産業

省・環境省告示第3号)

1-クロロブタン

2,2´-ジメチル-2,2´-ジアゼンジイルピス (プロパンニトリル)別名:2,2´-アゾピ スイソブチロニトリル)

トリメチル=ホスファート

2-メチルプロパン-2-オール 別名: tert-ブ チルアルコール)

2.4-ジクロロトルエン

3,5-ジメチルアニリン

m-トルイジン

2.4 - ジクロロ-1-ニトロベンゼン

3-メトキシアニリン

2,4・ジニトロフェノール

5-エチリデンビシクロ 2.2.1]へ プタ-2-エン 1-アミノ-9,10-アントラキノン

「経済産業省ホームページ:

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_man agement/kasinhou/kokuji/shitei030929.pdf]

2.第1種特定化学物質及び指定化学物質のいず れにも該当しない新規化学物質の名称(いわ ゆる「白」物質)が、新たに190物質告示され ました。

(平成15年11月5日、厚生労働省・経済産業 省・環境省告示第4号)

「経済産業省ホームページ:

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_man agement/kasinhou/kokuji/shiro20031105 .pdf]

上記のほか、化審法関係の情報が経済産業省ホームページで公開されていますのでご覧ください。URLは、

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_man agement/kasinnhoutopnewpage.html

[3]廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃 掃法)

廃掃法施行令の一部が改正され、事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託基準が定められました。(平成15年10月1日、政令第449号) 概要は以下の通りです。なお、施行日は平成15年12月1日です。

- 1)事業者がその一般廃棄物の処理を他人に委託する場合の基準を定めた。
- 2)廃棄物の広域的処理の認定に関し、変更の認定その他必要な事項を定めた。
- 3)産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入 処分を除く。)又は再生に当たって、当該産 業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物 として環境省令で定めるものを処理する場 合には、保管する当該産業廃棄物及び当該 一般廃棄物の数量が一定の数量を超えない ように定めた。
- 4)産業廃棄物の広域的処理の認定に関する技術的読替えを定めた。

このほか、廃掃法関係の省令及び告示が発出 されていますので、参考までに省令に限定して その年月日、名称及び号数を紹介します。

平成15年9月30日 廃棄物の処理及び清

掃に関する法律施行規則の一部を改正す る省令(環境省令第26号)

平成15年10月14日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境省令第27号)

平成15年10月14日 一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令(環境省令第28号)

平成15年11月11日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省会(環境省令第29号)

[4] 特定物質の規制等によるオゾン層の保護 に関する法律

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A及び附属書Bに掲げる物質並びに附属書Cのグループ 及び附属書Eのグループ に属する物質の平成16規制年度(平成16年1月1日から平成16年12月31日までの期間)における製造数量に係る経済産業大臣の告示する期間が、平成15年11月25日から平成15年12月2日までと告示されました。(平成15年11月13日、経済産業省告示第373号)

[5]その他

1. 首都圏 1都3県 2のディーゼル車規制

10月1日から、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の1都3県で排ガス中の粒子状物質(PM)の排出基準を満たさないディーゼル車の走行を禁止する条例を施行しました。

規制対象は、新車登録後7年を経過したトラックやバス等で、乗用車は対象外です。

1都3県以外から流入する車両も規制対象になります。

[東京都ホームページ:

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/jidousya/diesel/catalog.htm]

2. 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく新規化学物質名称の公表

労働安全衛生法第57条の3第1項の規定に基づ く届出があった新規化学物質170物質の名称が公 表されました。(平成15年9月26日、厚生労働省 告示第315号)